

EU ポイズンセンター届出 ECHA が届出の調査実施を予告

欧州化学品庁（ECHA）の執行情報交換フォーラムでは、ポイズンセンター届出義務の対象となる混合物について、事業者の届出状況を調査するプロジェクトを準備しています。

調査の詳細な実施内容は今後数ヶ月で決定されますが、ECHA（対象となる混合物がポイズンセンターへ届出されたかどうかを確認し、混合物のラベルと必要に応じて SDS（安全データシート）を検証する）としています。時期については、プロジェクトを 2025 年 1 月に開始し、2025 年末に結果を取りまとめた報告書を公表するとしています。

<届出状況調査の目的>

ポイズンセンター届出の対象は、危険有害性をもつ混合物です。混合物を供給する事業者から届出された情報に基づき、各加盟国のポイズンセンターは緊急時に市民や医療従事者に助言を行います。その対応が適切に行われるように、混合物に関する正確な情報が届出される必要があります。今回の調査は、事業者による届出が適切に行われ、人々の健康が保護されることを目的としています。

<ポイズンセンター届出制度の適用状況と移行期限について>

ポイズンセンター届出制度は、使用タイプ（消費者用／職業用／工業用）により段階的に適用開始されてきており、現在は混合物の全ての使用タイプに適用されています。なお、現在の制度の開始前に各加盟国が独自に設けていた類似の制度において届出が済んでいる場合は、移行期限（2025 年 1 月 1 日）までに現在の制度での届出を行えばよいことになっています。

弊社では、ポイズンセンター届出代行業務および制度に関連したコンサルティング業務を提供しております。お困りのことがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

参考：

ECHA | Enforcement authorities will check poison centre notifications

<https://echa.europa.eu/-/enforcement-authorities-will-check-poison-centre-notifications>

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TN ビル 5 階

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>